|  |  |
| --- | --- |
| （新） | （旧） |
| １．距離制運賃料金適用方（１）運賃料金計算の基本 　　　運賃及び料金は、使用車両１車１回の運送ごとに計算します。（２）運賃計算の方法①．運賃は、実車走行運送距離によって、運賃表に掲げてある金額とします。②．割増率が適用される貨物については、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額で計算します。（３）端数の処理　　　運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、計算した金額の５０円未満の端数は５０円に、５０円から１００円未満の端数は１００円に切り上げます。（４）キロ程の計算　　　運送距離は、１車１回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最低となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。（５）品目別割増貨物が割増し品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。１車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は、異（新） | １．距離制運賃料金適用方（１）運賃料金計算の基本運賃及び料金は、使用車両１車１回の運送ごとに計算します。（２）運賃計算の方法①．運賃は、実車走行運送距離によって、運賃表に掲げてある金額とします。②．割増率が適用される貨物については、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額で計算します。（３）端数の処理運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、計算した金額の２０円未満の端数は２０円に、２０円から５０円未満の端数は５０円に切り上げます。（５）品目別割増貨物が割増し品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。１車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は、異（旧） |
|  |  |